

— やんば —

STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN埼玉

No.17 2008.2.27.

● ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子 ●

ハッ場ダム事業は、工期延長ではなく、今こそ撤退を！

— 埼玉県から、撤退を含めた見直しをするべき —

昨年12月、国土交通省は、「ハッ場ダムの工期を5年延長して2015年度末とする」ことを発表しました。当初(1986年)の計画では、工期は2000年度、事業費2110億円。しかし、2001年になると工期を2010年度に延長、2003年には事業費4600億円に増額、今回の変更は3回目です。『小さく産んで大きく育てる国交省』と揶揄される所以です。

埼玉県では、2月議会にこの変更案が上程される予定です。この動きに対し、埼玉の会は、2月6日「事業再評価及び撤退の要望書」(別紙)を上田知事に提出しました。他県でも同様な動きをし、抗議しています。(詳細は後ページ)

さて、昨年の参議院選挙後、国会では党派を超えて「公共事業チェック議員の会」(民主党の鳩山由紀夫氏が代表、社民党の保坂展人氏が事務局)が活動再開、12月にはハッ場を視察しました。また、民主党内でも枝野幸男氏を座長とする公共事業検討小委員会を立ち上げ、始動しています。今年の初め、参議院でメンバーの一人で、長年私たちと共に活動してきた大河原雅子議員が、ハッ場ダム事業の不当性と現地再建を問いました。

また、現地がある保守王国の群馬県において、12~14人の県議会議員が、ハッ場ダム事業の見直しを目的とする「ハッ場ダムを考える議員の会」を結成する動きがあります。時代の趨勢は、無駄な公共事業を止める方向にあります。しかし、未だに、国はハッ場ダムをやめようとしません。もう政治の転換なくしては、公共事業のムダは止められません。

裁判では、二回の進行協議が開かれ、今暫く傍聴の機会がありませんが、近いうち(多分5月)には、多くの方が傍聴され納税者としてしっかり裁判を見守っていただきたいと切に願います。(藤永知子)

CONTENTS

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 2 : 15 回口頭弁論期日 (野本) | 5 : ハッ場ダム工事延長 (嶋津) |
| 3 : " (牛山) | 6 : ハッ場ダム訴訟3周年記念総会 (河登) |
| 4 : ダムに負けない村シンポ(渡辺) | 8 : インフォメーション |



第15回口頭弁論期日及び1月23日進行協議期日のご報告

弁護士 野本夏生

第15回口頭弁論期日

2007年11月21日(水)午前11時からさいたま地裁105号法廷で行われました。

この期日では、まず、原告側が申し立てをしている調査嘱託が採用されるかどうかの問題となりました。この調査嘱託の申し立ては、国土交通省に対し、利根川上流本川・支川の流量計算をどのように行っているかを明らかにするよう求めたものであり、八斗島地点の基本高水流量を2万2000m³/秒とする国交省の説明が果たして妥当なものであるかを検証することを目的としています。

前回の期日後、被告側から調査嘱託は不要とする意見書が提出されたため、原告側も反論を準備したのですが、被告側は、今回の期日当日、さらに補充意見書を提出し、調査嘱託は必要ないと抵抗してきました。被告の抵抗が強かったため、裁判所がどのような判断をするか若干不安はあったのですが、遠山裁判長は、比較的あっさりとして調査嘱託の採用を決定しました。この決定は、利水問題について新たな局面を切り開く重要な意味をもつものと思われま。

調査嘱託の採用がなされた後、法廷では、被告側から利水・治水に関する反論の準備書面が提出されました。この書面の提出により、利水、治水、ダムサイトの危険性、環境というこの裁判における4つの大きな争点について、原告・被告の主張がほぼ出揃ったこととなります。これを受けて、遠山裁判長から、原告・被告の双方に対し、今後の訴訟の進め方についての意向打診があり、若干のやり取りを経て、立証に入る前に進行協議のための期日を入れ、その中でこれまでの双方の主張を整理して見ることになりました。

進行協議期日

1月23日(水)の午後4時から、さいたま地裁の第4準備手続室で行われました。

この進行協議は、これまでの双方の主張を整理することが主な目的だったのですが、期日間に国交省から裁判所に調査嘱託についての回答があったため、この回答をどう取り扱うかがまず問題になりました。国交省の回答によると、利根川上流部の流量計算モデルが非常に単純かついい加減なものであることがうかがえるため、原告側で、まずその問題点を指摘する準備書面を作成することになりました。

主張整理に関しては、まず、原告側で作成した案を提出しました。次回は、この原告案を踏まえ、被告が対案を作成してくるようになっていきます。次回期日は、3月27日(木)の午前11時からです。弁論期日とは異なり、原告本人以外の傍聴は基本的にはできないのですが、この期日に今後の立証計画が明らかになると思われますので、ご注意ください。

第15回口頭弁論 調査囑託申立ての採用決定

牛山 積

さる11月21日の第15回口頭弁論は短い時間で終了したが、私にとって興味のあるものでした。冒頭に、裁判長が原告側から提出されていた調査囑託の申立を採用すると述べたからです。すでにハッ場ダムが有害無益であることを原告側はさまざまな角度から主張してきました。

その一つは、治水上ハッ場ダムは不要であるということでした。

国がハッ場ダム建設を正当化する根拠は、1947年のカスリーン台風が再来した場合の利根川の八斗島地点の洪水流量を22,000 m³/秒と想定し、この数値を基本高水流量として治水計画を策定したということです。原告側は、この22,000 m³という洪水流量は科学的根拠はなく、過大な数値であると主張してきました。この主張が正しければ、ハッ場ダム建設の理由はなくなる。

どちらの主張が科学的に正しいかを検証するために、国の想定した洪水流量の計算根拠を提供することを裁判所から国に求めるよう申立てたのが、この調査囑託の申立だったのです。今度の法廷では、原告と被告双方が中心になって、この訴訟における争点（双方の主張の対立しているところ）ごとにどちらの主張が正しいか、証人尋問などによる証拠調べに入るといった筋書きが決まりました。

住民訴訟で公金の支出を差止めたり、支出された公金の賠償を求めるとき、法律論で重要になるポイントは公金の支出が違法であるということです。法律の規定に違反してなされる公金の支出が違法であることは明白なのですが、ダム建設のための公金支出が違法といえるかは予断を許さない壁があります。

もし、裁判所がこの壁を前に消極的な考えをもってしていると仮定すると、調査囑託の申立を採用しないかも知れない、というおそれを私はもっていました。調査囑託とは、事実を明らかにするため、証拠調べを補うために裁判所が官庁などに対して必要な調査をして報告することを依頼する制度です。裁判所が原告側の調査囑託の申立を採用したことは、私のおそれを解消したという意味で、今回の法廷は興味深いと受けとめたわけです。

この訴訟は、2008年に正念場を迎えることとなります。

●ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会総会のご案内●

3月27日13:30～ 浦和パルコ&コムナーレ10階（浦和駅東口前）

総会后『日独裁判官物語』を上映します。ドイツと比べて日本の裁判がいかに関鎖的かがわかるビデオです。ぜひご参加下さい。

『ダムに負けない村』シンポジウム報告



-----ハッ場あしたの会・渡辺 洋子

昨年11月4日、ハッ場あしたの会は東京の星陵会館でシンポジウム『ダムに負けない村』を開催しました。約200名の聴衆が、加藤登紀子、保母武彦、大西暢夫ら多士済々のパネリストによる4時間にわたる議論に聞き入りました。

ハッ場ダム問題は奥が深いといわれます。納税者として、ムダな公共事業に対する憤りはもちろんありますが、地元を足で運ぶと、事業の中止だけではダム問題の最終的な解決にはならないことに気づかされます。

昨夏の参院選以来、今や「地域再生」はブームのようでさえありますが、問題解決の糸口は未だに見えてきません。シンポジウムの企画は、ハッ場ダム事業を社会問題として捉え直し、地域再生の具体的な道筋を探ることを目的としたものでした。

ところが、いざシンポジウムの準備を始めてみると、知らないことが山ほどありました。水没予定地域の人口動態など基礎的データは長野原町の協力を得て入手できましたが、町財政の実態把握は困難でした。また、川原湯温泉源泉の湧出状況については、群馬県に情報公開請求を行ったものの、情報開示（かなり黒塗り）はシンポジウムが終わったあとでした。運営委員の中でただ一人(?)緻密な頭脳の持ち主である嶋津暉之さんには、データ整理、分析など大量の作業が集中しました。お忙しい中、大変なご負担だったと思います。

準備期間が短かったこともあり、主催者にとってハラハラドキドキのシンポジウムでしたが、幸い参加者アンケートでは概ね好評でした。

今回学んだことを出発点に、よりの確な具体策が導き出せるよう第二弾のシンポジウムを企画しようという話が進んでいます。

ハッ場では、この一年の間にも神社が破壊され、木が伐り倒され、山が切り崩されてきました。凄まじい破壊とともに、地域の人々の心も荒廃してゆきます。こんな現象が全国のいたるところで起こっているのでしょうか。

ハッ場あしたの会は発足して2年目に入りました。ダムの工期が5年延長されることで、水没予定地では問題がさらに顕在化されることが予想されます。地元との接点を探る視点を組み込んだ運動は、これから真価が問われることになりそうです。

ハッ場ダムの工期延長について

嶋津 暉之



国交省関東地方整備局は昨年12月13日にハッ場ダム事業の工期を5年間延長し、完成予定年度を2015年度とすることを発表しました。

★ ますます必要性が失われるハッ場ダム

首都圏では水道用水の減少傾向が1990年代後半から続いていますので、工期の延長はハッ場ダムの必要性が一層失われてきたことを意味します。

2003年秋に4,600億円の増額案について都県側と国交省との間でやり取りが行われたとき、都県側から次の要望文が出ています。

「平成22年度の完成ということが、利水者がハッ場ダムへの参画を判断する一つの材料となっており、予定年度における完成を強く要望したい。

(完成が遅れた場合、ダム完成の時点で、ダム参加が不要になっていることも想定されるため。)」

都県側でも水道用水が減っていくことを予想したから、このような要望を出したのだと思います。そして、水道用水の減少速度はその後スピードアップしました。2015年度への工期延期によって各都県がハッ場ダムに参加する必要性がますますなくなってきているのです。各都県は4年前に出したこの要望を踏まえてハッ場ダムへの参加を取りやめるべきです。

★ ハッ場ダム基本計画の変更にNOを!

工期延長はハッ場ダム基本計画の変更が必要です。国土交通大臣は1月11日に一都五県の知事に対して計画変更についての意見照会を行いました。各知事は都県議会の議決を経て意見を述べることとなります。

各都県議会でハッ場ダムへの参加を疑問視する声が相次ぐようになれば、各知事は計画変更を安易に了承することがむずかしくなるでしょう。そのような状況を作り出すために、議員への働きかけを精一杯進めていきましょう。

埼玉の会では、県議員への働きかけを進めるとともに、上田清司埼玉県知事に対して2月6日に別紙の「ハッ場ダム工期5年延長に伴う事業再評価及び撤退の要望書」を提出しました。

■ハッ場ダム住民訴訟 3 周年総会報告

所沢市 河登一郎



最近の冬には珍しくないけれど、小春日
和の12月9日、全水道会館4階大会議室
で行われました。参加者約100名。去年の
総会よりは若干増えたようですが、問題の広がり
と重要性から考えて、1000名ぐら
いは集まって欲しいものです。

高橋利明弁護士から開会挨拶に代えて、
現地調査報告がありました。要点は下記の通り
ですが、現場の持つ迫力を感じました。

- (1) 現地では山を削り、沢を埋め立てる工事が、
巨額の税金（今年度だけで300億円を超える）
を使ってあちこちで強行されている。
- (2) ダム建設予定地直下（昭和45年に、建設省
自身が岩盤崩落の危険を指摘した場所）の巨大な
岩盤断層を発見した。
- (3) 地滑り多発地域で、比較的最近起こった岩の
崩落現場写真の紹介。

西川伸一 明治大学教授の講演：「官僚技官；公共事業に依存する官僚たち」

非常に具体的で示唆に富む講演でした。税金がジャブジャブと音を立てて浪費される実態が眼に見えるようです。以下は要点のみ。詳細は同教授著の「官僚技官」（五月書房）をご参照下さい。

- (1) 本来、公共事業実行のために専門知識のある技官が必要なのだが、実態は逆になっており、技官とその天下りポストのために公共事業が必要になっている。
- (2) 「役人は、予算獲得・権限増大・天下りポスト獲得の3つの目標のために仕事をしている」（元某省事務次官）、
- (3) 漸増主義：去年の実績にいくら追加するか：実績と関係なく一律に増やす
- (4) 全額消費の原則：使い切らないと来年度予算が減らされる、
- (5) 早期退職勧告制度：50才台前半で勇退＝天下りが最大の関心事になる、
- (6) 技官はスペシャリスト：

→①事務官に比べると官庁での「出世」は劣位だが、（技官）「大蔵事務官には技術のことは分らん。黙って予算をつければよい」；（大蔵職員）「大蔵省が予算査定をするといっても、公共事業については、要求官庁からの予算要求を追認するだけ。明らかにムダであっても手は出せない」；仲は悪いがお互いの利権を温存するために「棲み分け」。国交省の中でも道路・治山／治水・

農業基盤・港湾・下水道の5族協和。

②例えば長良川河口堰建設の理由：「あの場所はく地形的に>絶好の場所」だとして利水・治水・税金の使い道などへの配慮とは関係ない世界で判断される。

(7) 天下りの実例多数、

○ 広田次男弁護士（事務局長）の訴訟総論

本訴訟の経緯・現状・問題点は省略して「今後の課題と展望」より、

- ① 素朴な正義感だけでは勝てない。証拠固めが重要。 i) 調査囑託 ii) 敵性証人への尋問、 iii) 堤防調査など実態調査。
- ② 本訴訟を正面突破する→ハッ場ダムだけの問題ではなく、わが国の民主主義のために。

○ 弁護士報告～訴訟上の問題点

(1) 治水：坂本博之弁護士(2) 危険性：西島和弁護士；(3) 環境：福田寿男弁護士

○ 各都県原告からの報告（詳細略）

埼玉県からは大高文子さんが埼玉県特有の問題2点について以下の通り報告しました。

- (1) 埼玉県内のダムの問題として①滝沢ダムの2度にわたる亀裂と地滑り、②二瀬ダム周辺家屋の地割れ、②玉淀ダムの撤去運動
- (2) さいたま地裁が利根川洪水流量に関する調査囑託を採用し、関東地整に対して計算の前提となるデータの送付を要請した。証人尋問に先立って論点整理のために進行協議2回した。

○ 保坂展人衆議院議員から挨拶内容（社民党：公共事業をチェックする議員の会事務局長）

- (1) 数年前、武村正義議員、次に中村敦夫議員がこの会の代表でムダな事業をチェックしたが、その後中断していた。今般、会長鳩山由紀夫議員、会長代行近藤昭一議員、幹事長松野信夫議員、事務局長保坂議員、会員67名で再発足した。これから精力的に動きたい。
- (2) 公共事業は一時期漸減したが、実質的には止まらず最近は公然と巻き返しの動き。
- (3) 参議院から新立法提言。地域振興対策法案など。
保坂さんの他に、大河原議員（民主党）と塩川議員（共産党）にご挨拶頂きました。

○ 私が行った質問に対する回答から：

地滑りや岩盤崩落の可能性が高いことが何回も指摘されているが、それに対する国交省の対応について

- (1) 指摘を無視又は軽視して予定通り強行するケース：完成10年後に人身を含む大事故発生した場合の責任はどうか。

- 事故の態様によって異なるが、官僚は責任回避のため可能な限り曖昧な表現をする
- (2) 追加投資の良い機会と捉えて、事業を拡大する場合、どの程度の投資増額？
- ①追加工事次第だが、②大滝ダムの例では原投資額 3200 億円に対して +330 億円

以上

★インフォメーション

■進行協議 3月27日 11時～ さいたま地裁にて (原告のみ)

★ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 総会

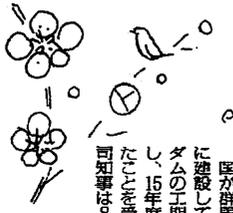
・日時；3月27日午後1時～4時半 ・会場；コムナーレ (パルコビル/浦和駅東口より徒歩2分)
10階会議室 *2時～：ビデオ上映「日独裁判官物語」、3時半～；交流会

■5月1日～2日 加藤登紀子、永六輔両氏による川原湯温泉イベント (ハッ場あしたの会)

■6月8日田中優さんの学習会(都内会場未定)

■シンポジウム仮称「ダムに負けない村」第二弾 会場；東大農学部弥生講堂一条ホール

パネリスト加藤登紀子、森まゆみ (エッセイスト)他、詳細は未定



最近の新聞報道より

ハッ場ダム 工期5年延長

知事が「不愉快」

「費用増えないよう」苦言

日.08.19

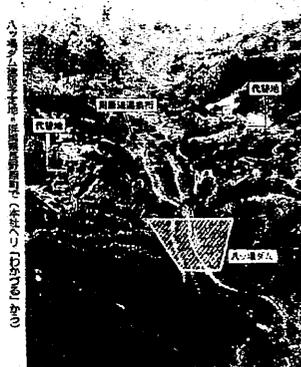
国が群馬県長野原町 県で「基本的に不愉快」と述べたが、住居移転に建設しているハッ場と述べた。ハッ場ダム建設を巡る計画の遅れなどで総務省が4600億円に、15年度未完成として、88年の基本計画を受けて、上田清一知事は8日の定例会で、00年度完成予定の負担額は当初の20

3億円から5000億円に増えた。さらに同知事は昨年12月、住居移転用地の整備計画見直しを理由に、事業費は増えずに工期を5年延長する方針を示していた。2度目の工期延長に、上田知事は「何ぞってんだ」と怒りもあふれた。上田知事は「これ以上費用が増えないよう」苦言を吐いた。(田中優)

3月20日現在 事務所住所が 変わります!

計画発表から42年 ハッ場ダム 工期5年延長

ハッ場ダム 利根川の支流である吾妻川中流域に建設中の多目的ダム。1965年に計画が発表されたこともあり、川原湯温泉街が発表されたこともあり、増加し反対運動が起きた。85年、群馬県知事と長野県知事が住居を斜面上部に移転させる「すりあがり方式」の生活再建策で賛意を結ぶ。88年に反対側が交渉が途切れる。2001年に両府県交渉が始まった。国交省は完成を10年度とする基本計画を発表。04年、「ハッ場ダムをストップさせる市民連合会」が、ダム事業への支出差し止めなどを求める住民訴訟を東京、埼玉、千葉、茨城、群馬、栃木の1都5県を相手に起こした。



本体的工目途立たず

総工費4600億円据え置き 本当？

国交省は「ハッ場ダム」の工期を5年延長する方針を示している。この延長は、ダムの本体工費を据え置き、工期延長に伴って発生する追加費用を別の財源で賄うという考えだ。しかし、工期延長に伴って発生する追加費用は、当初の計画よりも大幅に増加する可能性がある。また、工期延長に伴って発生する追加費用は、当初の計画よりも大幅に増加する可能性がある。また、工期延長に伴って発生する追加費用は、当初の計画よりも大幅に増加する可能性がある。

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 事務局

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-15-41-221 大高方 TEL&FAX：048-831-4891

*ハッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp/>

*ハッ場ダムを考える会 <http://www.yamba-net.org>